

## 那須塩原市の地域密着型（介護予防）サービスの特例利用に係る取扱いの変更について

令和8年4月1日から「那須塩原市地域密着型サービス等の利用の特例に関する指針」を制定し、市内の地域密着型（介護予防）サービスについて、次のとおり、特例利用に係る手続を明確化し、基準を変更します。

### 【特例利用に係るサービスを提供する事業者の義務の明確化】

#### (1) サービス提供前

特例利用の対象となる利用者（以下「特例利用者」という。）にサービスを提供しようとする事業所は、当該特例利用者を担当する介護支援専門員と連携し、当該特例利用者の本人、家族、居住地域のサービス環境等の状況を把握した上で、特例利用の必要性を十分に検討しなければならない。

#### (2) サービス提供中

特例利用者にサービスを提供している事業所は、特例利用者を担当する介護支援専門員と連携し、当該特例利用者の本人、家族、居住地域のサービス環境等の状況を定期的に確認するとともに、当該特例利用者が市区町村をまたいで住所地を変更した場合は、速やかに当該特例利用者の保険者である市区町村長（特例利用者が市那須塩原市に所在する住所地特例対象施設に住所を有する住所地特例適用被保険者の場合は、那須塩原市長）へ届け出なければならない。

#### (3) サービス提供終了時

特例利用者にサービスを提供する事業所は、特例利用者ごとに、特例利用の理由がなくなったときは、サービスの提供の終了に向けて、他の事業所の利用へのスムーズな移行を支援しなければならない。また、特例利用者の保険者である市区町村長に対し、当該特例利用者へのサービス提供を終了する旨を届け出るとともに、指針第6項又は前7項の規定による特例利用を終了する場合は当該特例利用に係る指定の廃止を届け出なければならない。

### 【事前協議手続の見直し】

- ①特例利用の事前協議書の添付資料として、担当の介護支援専門員の意見書を追加します。
- ②市外の住所地特例施設に入所する那須塩原市の被保険者について、3ヵ月ルールの適用外とし、市内の対象サービスの利用に係る事前協議を不要とします。**ただし、市内の対象サービスの施設の利用を開始したときは、必ず住所を当該施設に変更することについて、対象利用者に承諾を得てください。住所地が市外である場合は、原則利用できません。**

#### 【対象サービス】

- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※他の地域密着型サービスは、従前のとおり事前協議をせずに利用が可能です。

### 【特例利用の基準の緩和】

他市町村被保険者の市内事業所の利用条件（同意要件）を緩和します。

変更前	変更後
市長は、次の各号のいずれにも該当する場合、市内の地域密着型サービス事業所の指定に同意する。	市長は、次の各号のいずれにも該当する場合、市内の地域密着型サービス事業所の指定に同意する。
(1) 他市町村被保険者が住所を有する市町村にその者を介護する親族等がない又は利用前の生活圏の中心が本市であったこと。	(削除)
(2) 本市に他市町村被保険者を介護する親族等が従来から居住していること。	(削除)
(3) 他市町村被保険者が住所を有する市町村に利用できる事業所がないこと。	(1) 他市町村被保険者が住所を有する市町村に利用できる事業所がないこと。
(4) 対象事業所において、定員を満たしていないものであって、且つ、定員の2割以上の余裕があること。	(2) 対象事業所において、定員の2割以上の余裕があること。
(5) 対象事業所において、他市町村被保険者の数が利用定員又は登録定員の2割を超えないこと。 <u>（定員に満たない時は利用（登録）人数の2割を超えないこととする。）</u>	(3) 対象事業所において、他市町村被保険者の数が利用定員又は登録定員の2割を超えないこと。 _____

### 【特例利用に係る注意点】

特例利用については、従前のとおり、利用者ごとに事前協議や指定申請等の所定の手続きを経て、その可否を判断する必要があります。

既に特例利用に係る指定を受けている場合も、当該指定を持って別の利用者に特例利用を認めるものではありませんので、御注意ください。

### 【その他】

「那須塩原市地域密着型サービス等の利用の特例に関する指針」の制定に伴い、「那須塩原市指定地域密着型サービス事業所等の指定に係る同意基本方針」は廃止します。